

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆訪問買い取りサービスを利用する時は慎重に！
- ◆インターネットにまつわるトラブル
- ◆公的機関を名乗る不審な電話にご用心！
- ◆くらしとお金のセミナー＆無料相談会



2016

3 March
月号

第72号



訪問買い取りサービスを利用する時は慎重に！

三寒四温と徐々に暖かくなってきましたが、春は出会いと別れの季節です。身辺整理をされる方も多いのではないかと思います。中には、その際に出た不要品を買い取り業者に売る方も居るのではないのでしょうか。しかし、買い取り業者を利用する際は注意が必要です！今回は、訪問買い取りに関する相談を紹介します。

※訪問買い取りとは、業者が自宅を訪問して不要品などを買い取っていくサービスです。

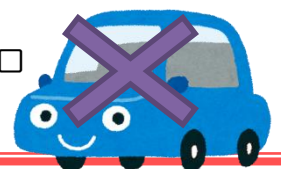
こんな相談が寄せられています

「不要な着物やゴルフセットなど買い取ります」と、突然知らない業者から電話があった。古着や電気製品なども買い取るとのことだったので、来訪をお願いした。後日訪問してきた業者に用意していた製品を見せたが、それらには見向きもせず貴金属やブランド品はないかしつこく聞かれた。何度も断ったが帰ってくれないので、仕方なく1,000円分の切手を見せると500円で買い取り、本来用意していたものは持って行かなかった。



被害に遭わないためのポイント

- 査定だけとされていては断れない場合があります。売る気がなければキッパリと断りましょう！また、自分から業者を呼んだ場合でも、なるべく一人で対応しないようにしましょう。
- 契約した時はしっかり「契約書面」を必ず受け取り、大切に保管しましょう！
- 契約書面を受け取った日を含めて**8日間**はクーリング・オフすることができます。その期間内は**品物の引き渡しを拒むことができます**ので、不安や迷いがある場合は品物を引き渡さず、本当に売るかよく考えましょう。
(※自動車やCDなど適用除外の商品もあります。)
- しつこく勧誘されたり、脅されたりしたらすぐ最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう！



インターネットにまつわるトラブル

消費生活センターに寄せられる相談の多くはインターネットに関係する相談です。事例を紹介しますので、よく確認してトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

ワンクリック詐欺

無料のアダルト動画を再生したら、登録完了という表示と ID 番号、残り時間を示すカウントダウンが始まった。スクロールすると、「クーリング・オフはこちらへ」というバナーを見つけたのでクリックすると、電話番号が表示された。電話してみると、後日請求書を送ると言われ住所を教えた。

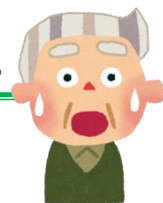
- 契約が成立していないのでお金を支払う必要はありません！無視しましょう！
- 記載されている連絡先には絶対に連絡してはいけません！



架空請求

非通知でアダルトサイトの運営会社から電話があり、「以前登録したアダルトサイトの未納金が120万円ある」と言われた。覚えがないと伝えると、「電話を切ったら裁判にする」と言われ、金融庁に確認するからと銀行口座の番号を教えた。その後、弁護士から「高齢者の場合、裁判になれば未納金が20万円減額される」と連絡があり、住所を聞かれたので教えてしまった。

- 使用した覚えがなければ相手にせず、電話を切りましょう。
- メールやはがきの場合もあります。



二次被害

ワンクリック詐欺に遭い、20万円請求された。すぐにインターネットで消費生活センターを検索し1番上に表示されたところに相談すると、今日中に5万円支払えば解決できると言われた。おかしいと思いよく確認すると、そこは探偵事務所で、どうやら広告をクリックしていたようだ。

- 消費生活センターへの相談は無料です。
- インターネット検索を利用する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう！



通信販売

スマートフォンで SNS を見ていたら化粧品が100円で買えるという広告があり、購入し使用したが肌に合わなかった。その後、次の商品発送メールが届いたので解約を申し出ると、最低6ヵ月継続する契約になっているため解約できないと返信がきた。しかも、2回目以降は5,000円になると言われた。

- 通信販売はクーリング・オフできません。返品できるか、定期購入かなどしっかり確認してから購入しましょう！
- 契約条件や注文内容はプリントアウトして保管しましょう。



インターネットの電話勧誘

大手電話会社から電話があり、通信料が安くなると言われたので契約した。後日届いた書類を確認すると、大手電話会社ではなく別の会社と契約することになっていた。

- 通信契約はクーリング・オフできません！
- 契約内容が大変複雑なので、電話口で即決するのではなく、資料を取りよせたり詳しい人に聞くなどし、よく検討してから契約するようにしましょう！



公的機関を名乗る不審な電話にご用心！

先日、他県の女性がマイナンバーに関連した詐欺で数千万円だまし取られたというニュースが流れました。また、県内でも「県から依頼を受けた健康調査のアンケート」と称した不審な電話があったという情報が入っています。公的機関やそこから委託を受けた業者が電話口で突然個人情報やお金の話をしてきたら、まず怪しいと疑い、余計な話はせずに電話を切るようにしましょう。

⚠️ 全国でこんな事例がありました

事例1

消費生活センターを名乗る人から「あなたのマイナンバーが3社に漏れている。情報を削除しますか？」と電話があり、削除を依頼したが不審だ。

事例2

役所の職員を名乗る人から「医療費の還付がある。今日が締め切りだが手続きは済んだか？」と電話があった。「まだだ」と答えると「病院のATMで手続きができる。ATMに着き次第連絡をもらえれば操作方法を指示する」と言われた。



被害に遭わないためのポイント

- 公的機関が「個人情報」や「お金」に関する話を電話だけで済ませることはありません。そのような電話は詐欺の可能性が高いです！相手にせず、電話を切るようにしましょう！
- 詐欺業者は最新の話題や事業などを取り上げ、その内容がまだ浸透していないことを利用したくみに話を進めていきます。よく分からない話題にはその場で回答せず、一度電話を切り、担当部署に確認しましょう！

○公的機関のほかに弁護士や有名企業を名乗って電話をかけてくる事例も多いです。少しでも不審な点や不安な点があったらお金を支払う前に消費生活相談窓口にご相談しましょう！



©宮城県・旭プロダクション



くらしとお金のセミナー&無料相談会



日本FP協会 宮城支部・東北財務局

くらしとお金のセミナー&無料相談会

開催日 2016年3月13日(日)

会場: 日本FP協会宮城支部(仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ7F)

くらしとお金のセミナー(参加無料)

開催時間 13:30~14:30

テーマ1: 夢をかなえるハッピーライフプラン【講師】日本FP協会

テーマ2: うまい話にご用心~金融犯罪被害にあわないために~【講師】東北財務局

FPによる無料相談会(事前予約必要、各回1組・相談時間50分)

① 10:30~11:20 ② 11:30~12:20 ③ 12:30~13:20 ④ 14:30~15:20
ライフプラン、年金、教育資金、住宅ローン、資産形成、相続のこと…、何でもお気軽にご相談下さい。

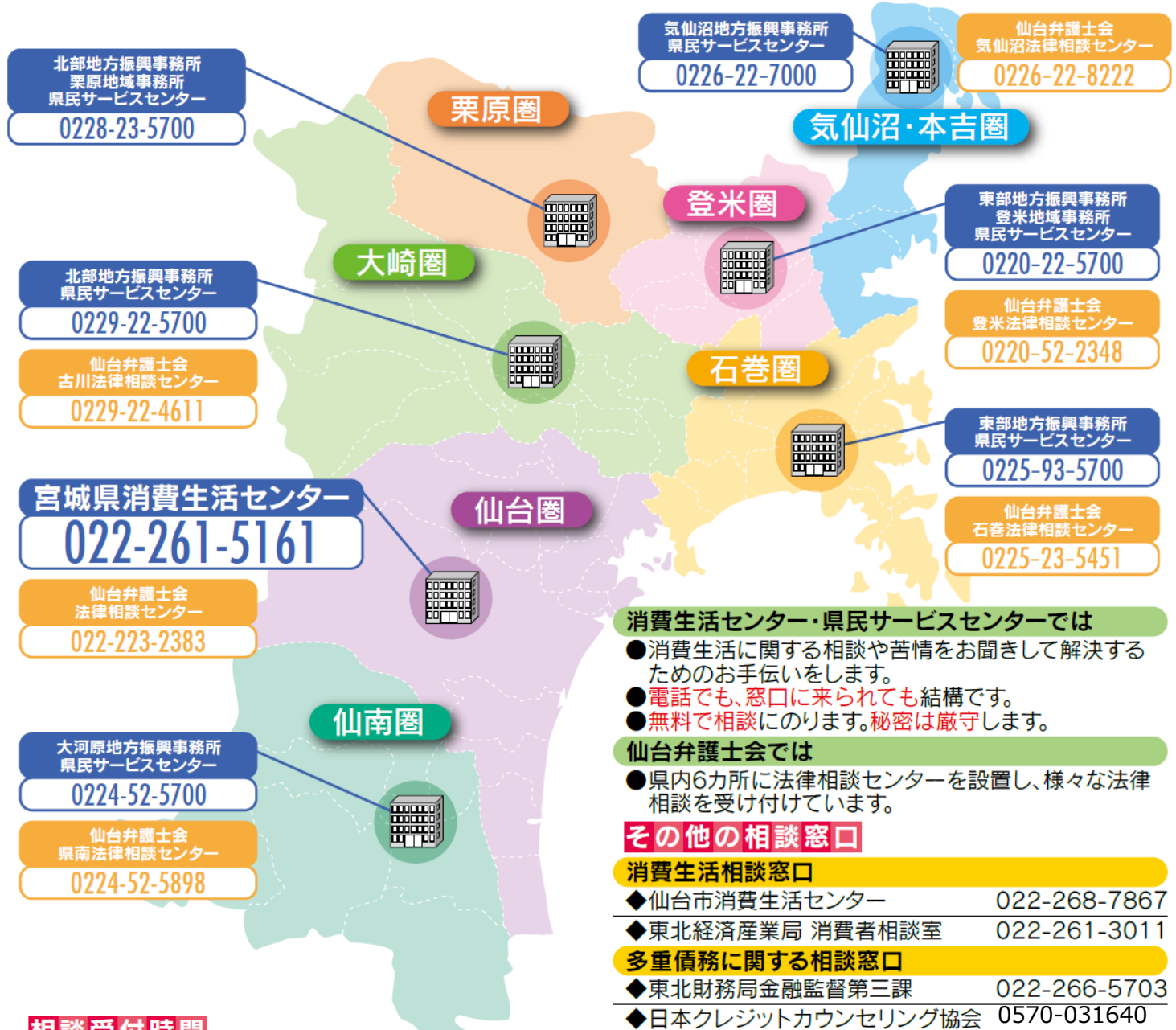
お問い合わせ

日本FP協会宮城支部 TEL0120-874-251 10:00~17:00(月~金)

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター